

秋田県モデル工事実施証明書発行要領

(総則)

第1条 この要領は、秋田県ICT活用モデル工事、秋田県週休二日制モデル工事及び秋田県女性技術者登用モデル工事（以下「秋田県モデル工事」という。）における各実施要綱に定める実施証明書（以下「実施証明書」という。）の発行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 実施証明書は、秋田県モデル工事を実施し、その完成検査に合格したことを証明する書類をいう。

(実施証明書の様式)

第3条 実施証明書は別紙によるものとし、秋田県ICT活用モデル工事実施証明書にはICT活用工種（別表1による。）を、秋田県週休二日制モデル工事実施証明書には達成区分（別表2による。）を、秋田県女性技術者登用モデル工事実施証明書には女性技術者の配置役割（別表3による。）をそれぞれ明示するものとする。

(実施証明書の発行)

第4条 実施証明書の発行は、秋田県モデル工事の発注公所長が行うものとし、秋田県モデル工事を実施し、その完成検査に合格したことを確認したものについて行うものとする。なお、実施証明書の発行日は、当該工事の完成検査結果通知日とする。

(実施証明書の発行対象)

第5条 実施証明書の発行対象は、該当する秋田県モデル工事の受注者とする。なお、受注者が共同企業体の場合は、秋田県ICT活用モデル工事及び秋田県週休二日制モデル工事においては全ての構成員に対して、秋田県女性技術者登用モデル工事においては女性技術者が所属する構成員に対して発行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年7月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和2年3月13日技管－734 一部改正）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

別紙

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

様

契約担当者

秋田県〇〇〇〇モデル工事実施証明書

次の工事は、秋田県〇〇〇〇モデル工事を実施したことを証明する。

工 事 名	
工 事 番 号	
工 事 場 所	
契 約 金 額	¥ 一
契 約 年 月 日	〇〇 年 月 日
工 期 着 工 年 月 日	自 〇〇 年 月 日
完 成 年 月 日	至 〇〇 年 月 日
完 成 年 月 日	〇〇 年 月 日
受 注 者	
主任（監理）技術者	
区 分	(別表1～3のとおり)

別表 1

- 土工
- 舗装

(注) 当該工事において、ICTを活用した工種は■印である。

別表 2

- 完全週休二日 (閉所率28.5%以上)
- 4週8休以上 (閉所率28.5%以上)
- 4週7休以上4週8休未満 (閉所率25%以上28.5%未満)
- 4週6休以上4週7休未満 (閉所率21.4%以上25%未満)

(注) 当該工事における達成区分は■印である。

(注) 現場閉所率：対象工期内の現場閉所日数の割合

別表 3

- 監理技術者
- 主任技術者 本工事に配置した女性の氏名
- 現場代理人 ()
- 担当技術者

(注) 当該工事における配置役割は■印である。